

令和元年 6 月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年6月総会議事録

1 日 時 令和元年6月14日(金) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件

議案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権2件・農地中間管理事業に係る利用権3件)

報告事項

- 1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出を受理したもの (1件)
- 2 土地現況証明報告(非農地証明) (4件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(2件、農地中間管理事業に係る合意解約2件)
- 4 その他
 - ・「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
 - ・農業者年金戸別訪問実施要項
 - ・次回総会 7月12日(金) 午前9時30分から 市役所3階会議室
 - ・現地調査 7月4日(木) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 元永 博次 | 2番 林 一志 | 3番 大田 寛治 |
| 5番 大汐 光晴 | 6番 松田 晴久 | 7番 大田 裕美 |
| 8番 木村 正雄 | 9番 安村 清美 | 10番 大野 耕作 |
| 11番 末永 恵子 | 12番 藤川 久志 | 13番 中野千恵子 |
| 14番 藤田 保明 | 15番 山近 洋祐 | 16番 福光 達男 |
| 17番 野中 保志 | 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | |
| 19番 脇坂 泰行(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 4番 尾崎 和生

6 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長 光井 修

事務局長補佐 梅本 武利

書 記 坂倉 幸三

8 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和元年6月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が4件、報告事項は3件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。

引き続き、5月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和元年6月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名、本日の出席委員18名、欠席委員1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

11番、末永恵子委員、12番、藤川久志委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案に入ります。1ページを御覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和元年6月14日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

この案件につきましては、8ページの報告事項1、農地法第3条第1項第13号の規定による、あっせんの届出を受理したものに関連するものです。

農地中間管理機構が農地売買等事業の実施により権利を取得する場合、農業委員会へ届け出るようになっており、5月20日付けで受理しており、5月23日付けで所有権移転登記が完了しています。

それでは、説明に入ります。土地の所在、大字日置中字大坪、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は3,355㎡。ほか1筆、合計5,243㎡。

譲受人は、日置中▲▲▲▲番地、農事組合法人●●●●●●●●。

譲渡人は、山口市葵▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人●●●●●●●●●●●●●●。

権利の種類は、所有権の移転。理由としまして、譲受人が、生産基盤の規模拡大のため。譲渡人が、農地売買等事業に供するためというものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページを御覧ください。長門市役所日置支所から南へ約1.2 kmのところに位置する農地です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、御説明いたします。「農地法審査基準」1 ページを御覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転で自ら耕作されるものであり、該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の17番、野中委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

17番

17番、野中です。

6月6日に、脇坂会長、事務局とで現地調査を行いました。

農地は、日置の●●●倉庫から北西に約1 kmの高台にある、小野地自治会にある農地です。

この農地は、譲受人の●●●●●●●●には入っていない農地で、周りは、譲受人の●●●●●●●●が耕作する農地に、囲まれた農地です。

法人は、今年度4月より新規に従業員を1人雇用され、生産基盤の拡大と、農地の集積を目的に農地を取得し、農地や農業機械の効率的な利用と

共同作業により低コスト化、省力化を図ることで、効率的な農業経営を実施するため、収得したいとのことです。

栽培作物は、水稻、麦の二毛作栽培体系を計画しておられます。
慎重審議の程を、よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1番から審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長
補佐

2ページを御覧ください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年6月14日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1。土地の所在、大字東深川字上河原、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、台帳面積785㎡のうち、行為をする面積は267.64㎡。

届出人は、山口市吉敷佐畑▲丁目▲番▲▲号、●●●●さん。

転用の目的は、賃貸用駐車場です。理由としまして、道路を挟んで西側に長門市●●●●センターが隣接しており、同センターの平成31年4月1日からの機能拡大に伴い、同センターに勤務する職員が増加したことにより、届出人所有の畑の一部を賃貸用駐車場として提供してほしいとの要望があったため、これに応じるものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページを御覧ください。長門市役所から南西へ約800mに位置する農地です。

また、5ページには公図、6ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページを御覧ください。立地基準の農地の区

分ですが、農用地域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、届出人の息子さんである●●●●さんより、全額負担する旨の確約書及び、通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和元年 7 月 31 日までに完了する見込みになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、地下浸透による自然流下となり、汚水については発生がないため、特に問題はないと考えます。以上のことから、この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

当地区の担当は私でございますので、簡単に補足いたします。

6 月 6 日に、深水推進委員と事務局とで現地を確認しております。

今、事務局の説明がありましたことと、議案の届出の内容のとおりでございますので、別段、支障はないというふうに考えております。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号2。土地の所在、大字油谷久富字墓ヶ淵、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は199 m²。隣接する一体利用地845.5 m²とあわせ全体面積は1,044.5 m²。

届出人は、油谷久富▲▲▲番地、●●●●さん。

転用の目的は、農家住宅敷地拡張です。理由としまして、現在、居住している家屋が古く建替えの必要があるため、隣接する当該申請地を利用して、農家住宅を建築して移り住みたいものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページを御覧ください。長門市役所油谷支所から東へ約2.4kmに位置する農地です。

また、9ページには公図、10ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、農地法施行令第5条第1号に規定される、第1種農地に該当するものと考えられます。が、本案件は、許可方針(3)の「農地法施行規則第33条第4号が規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については合併浄化槽により処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の2番、林委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

2 番

2 番、林です。

6 月 6 日に、推進委員の大田さんと事務局と会長と一緒に、現地を確認してまいりました。

現状は休耕田ですが、現在の住宅とほとんど隣接していますので、事務局の方の御説明どおり、問題はないものと思います。

皆様の慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、3 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 3。土地の所在、大字三隅上字中小野、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 217 m²。

届出人は、三隅上▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

転用の目的は、農作業場兼来客用駐車場です。理由としまして、隣接する畑への機材置場、搬入、積み下ろし、植付準備、耕作物の土壌調整場等に利用するため、また、来客時の駐車場及び●●寺さんの臨時駐車場として利用するためです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ページを御覧ください。長門市役所三隅支所から東へ約 2.6 km に位置する農地です。

また、14 ページには公図、15 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の残高証明の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の12番、藤川委員、補足説明、御意見がありましたら、お願いをいたします。

12番

12番、藤川です。

6月6日、会長さん、事務局、私と、推進委員の西村さんとで現地確認に行きました。

今、事務局が言われたとおりで、別に補足説明はありませんが、周りに迷惑がかかるような状態ではございません。

皆様の慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に

事務局長
補佐

ついて、を議題といたします。

1 番から審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

3 ページを御覧ください。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年 6 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、協坂泰行。

番号 1。土地の所在ですが、大字三隅中字開キ、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,598 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、山梨県北社市小淵沢町松向▲▲▲番地▲▲、株式会社●●●●●●。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 288 枚、パネル設置面積 551.67 m²、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用して、太陽光発電事業を行う。譲渡人は、休耕地となっており、耕作及び管理も困難となり思案しているときに、あっせん者の提案があり答えることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 16 ページを御覧ください。長門市役所三隅支所から東へ約 1.3 k m に位置する農地です。

また、17 ページには公図、18 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。エの「行政庁の許可・認可等の処分の手続」は、隣接地が河川保全区域のため、河川法に基づく工作物の新築等の行為について許可申請中です。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。キの「計画

面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に（２）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続き、当地区の担当の９番、安村委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

９ 番 ９番、三隅の安村です。

６月６日、脇坂会長、事務局とで現地調査を行いました。

現地は、国道１９１号線、●●温泉の入り口から１５０ｍ入った左側、三隅川の側です。近年は耕作をされていない土地です。

現地の周りも見ましたが、一部、畑にされておりましたが、周りはずべて休耕田であったと思われます。

太陽光を設置されても、なんら問題ないと思います。

以上です。審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答と、河川法第５５条の許可後、許可することに決定をいたします。

２番、よろしくお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 2。この案件は、申請農地が農業振興地域内の農用地区域に位置していますが、今年 2 月の定例総会におきまして、長門市農業振興地域整備計画の全体見直しの変更承認をいただき、県の異議なし回答が 4 月 25 日付けで發文されたため、今回、転用許可申請を行うものです。

土地の所在ですが、大字日置上字上髪毛無、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,948 m²。権利の種類は所有権の移転です。

譲受人は、大阪府大阪市西区北堀江▲丁目▲▲番▲号、株式会社●●●●●●●●。

譲渡人は、日置上▲▲▲番地▲、●●●●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数 360 枚、パネル設置面積 565.66 m²、発電出力 49.5 k w の太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が、現在、多く利用されている化石燃料に代わる地球環境に優しく、より安全性の高い自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置して、売電による収益を上げたい、譲渡人は、当該申請地は、水はけが悪く農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人の希望通り、太陽光発電設備を設置する事に賛同し、売り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 20 ページを御覧ください。J R 山陰本線黄波戸駅から南西へ約 2.1 k m に位置する農地です。

また、21 ページには公図、22 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省へ設備認定申請済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水について

は、自然流下により地下浸透で放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、本案件は、農用地区域除外後の施行といたします。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 8 番、木村委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

8 番

8 番、木村です。

6 月 6 日に、会長、光井局長さん、事務局 2 名と推進委員さんで現地調査をいたしました。

位置図の 22 ページの方が分かりやすいと思いますが、国道 191 号線から●●オートに入る県道との交差点のところでございます。

以前、地番▲▲と▲▲に太陽光発電設備の申請がございまして、現在は、完成し稼働中でございます。

この設備を設置した同じ会社が、この度の申請者となっております。

この農地は、ずっと休耕中で、時折、●●さんが暇をみて雑草を刈るというぐらいの手入れ方法でした。

同じ所に同じような設備が出来ると、割と賑やかになるなという気がしております。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答と、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農地から除外された後、許可することに決定をいたします。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承

認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

4 ページを御覧ください。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和元年 6 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

7 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,128 m²。油谷地区が、1 件 2 筆の 4,586 m²。計が、2 件 3 筆の 6,714 m²。

使用貸借はありませんので、合計も、三隅地区が、1 件 1 筆の 2,128 m²。油谷地区が、1 件 2 筆の 4,586 m²。全体で、2 件 3 筆の 6,714 m²の設定面積となります。詳細につきましては、5 ページを御覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、3 件 5 筆の 7,030 m²。計が、3 件 5 筆の 7,030 m²。

使用貸借はありませんので、合計も、長門地区が、3 件 5 筆の 7,030 m²。全体で、3 件 5 筆の 7,030 m²の設定面積となります。詳細につきましては、7 ページを御覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明があれば、農林課一市一農場推進室、栗畑主査からお願いいたします。

農林課
一市一農場
推進室主査

一市一農場推進室の栗畑です。

今回は特に、補足説明はありません。御承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。報告事項 1、お願いいたします。

事務局長

8 ページを御覧ください。

報告事項 1。農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出の受理についてでございます。

農地法第 3 条第 1 項第 13 号及び同法施行規則第 15 条の規定による届出書を受理したので報告をいたします。

先程、説明いたしました、議案第 1 号に関連するものでございます。

令和元年 5 月 20 日に届出書を受理しております。

以上です。

議 長

報告事項 1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2、お願いします。

事務局長

9 ページを御覧ください。

報告事項 2。土地現況証明報告でございます。

令和元年 6 月 6 日に 会長、各農業委員、各推進委員と事務局とで現地を確認し、令和元年 6 月 10 日付けで証明をしております。

ほか 3 件の土地現況証明報告でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項 3、お願いします。

事務局長

10 ページを御覧ください。

報告事項 3。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

平成 31 年 4 月 2 日に合意解約しております。ほか 1 件の合意解約でございます。

11 ページは、中間管理事業にかかる合意解約でございます。

これは、議案第 1 号に関連するものでございます。

令和元年 5 月 13 日に合意解約しております。ほか 1 件の合意解約でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項 3、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、報告事項を終わります。

続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。

事務局長

まず 1 点目です。

農業委員会の適正な事務実施ということで、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画をお手元に配布しております。ご一読いただき、ご意見やお気づき等あれば期間が短く大変申し訳ありませんが、今月末までに事務局までご連絡をいただければと思います。

なお、何もないければ、これで公表させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2 点目でございます。

7 月の定例総会ですが、7 月 12 日、金曜日、午前 9 時 30 分から、この会場で開催をいたします。

なお、現地調査につきましては 7 月 4 日、木曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、御立会をよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

議 長

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。
委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

坂倉主査

はい。

議 長

はい、どうぞ。

坂倉主査

私の方から、説明させていただきます。

農業者年金戸別訪問実施要項ということで、名簿と活動記録簿を配布させていただいております。こちらの名簿を参考にさせていただいて、委員の皆さんにそれぞれの方にお声掛けをいただいて、農業者年金の加入について御勧誘いただけたらということで、配らせていただきました。

長門市の今年度の加入目標が、3 名ということになっております。特に、名簿の下側の方の若い方たちにつきましては、政策支援が受けられます 30 歳、40 歳以下の方を中心に、さまざまなメリットもございますのでその部分を伝えていただきながら、勧誘をいただけたらと思っております。

お忙しい中とは存じますが、よろしくお願いいたします。

議 長

他にございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見も無いようでございますので、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

御苦勞様でございました。

終了時間 午前 10 時 22 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年6月14日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

末 永 恵 子



議事録署名委員

藤 川 久 志

